

○聖籠町最低制限価格制度運用要領

平成22年3月26日

告示第17号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第2項(施行令第167条の13により準用する場合を含む。)及び聖籠町財務規則(平成6年聖籠町規則第5号)第162条の規定に基づき、最低制限価格を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 最低制限価格を設ける対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事であって、当該工事の予定価格が700万円以上の工事
- (2) 聖籠町建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程(平成20年聖籠町告示第85号)別表第1に規定する業務のうち測量、設計、物件調査及び地質調査の業務(以下「建設コンサルタント等の業務」という。)であって、当該業務の予定価格が130万円以上の業務

2 前項の規定にかかわらず、町長が最低制限価格を設定することが必要でないと認めたときは、対象としないことができるものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 建設工事に係る競争入札の最低制限価格は、次の各号に掲げる額の合計額(消費税及び地方消費税を除いた金額で、当該金額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とし、算定した額が予定価格の100分の85以上100分の90以下の場合、この価格を最低制限価格とする。ただし、その額が予定価格に100分の90を乗じた額を超える場合は予定価格に100分の90を乗じた額を最低制限価格とし、予定価格に100分の85を乗じた額に満たない場合は予定価格に100分の85を乗じた額を最低制限価格とする。

- (1) 直接工事費の額
- (2) 共通仮設費の額
- (3) 現場管理費の額に100分の80を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額

2 建設コンサルタント等の業務に係る競争入札の最低制限価格は、次の表の業種区分ごとに同表の①から④に掲げる額の合計額(消費税及び地方消費税を除いた金額で、当該金額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とし、算定した額が予定価格の100分の80以上100分の90以下の場合、この価格を最低制限価格とする。ただし、その額が予定価格に100分の90を乗じた額を超える場合は予定価格に100分の90を乗じた額を最低制限価格とし、予定価格に100分の80を乗じた額に満たない場合は予定価格に100分の80を乗じた額を最低制限価格とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に100分の70を乗じて得た額	—	—
設計業務	直接人件費の額	直接経費のうち次のアからオまでに該当するものの額 ア 事務用品費 イ 旅費交通費 ウ 電子成果品作成費 エ 電子計算機使用料及び機械器具損料 オ 特許使用料、製図費等	その他原価の額に100分の70を乗じて得た額	一般管理費等の額に100分の70を乗じて得た額
物件調査業務	直接原価の額	その他原価の額に100分の70を乗じて得た額	一般管理費等の額に100分の70を乗じて得た額	—
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	諸経費の額に100分の70を乗じて得た額	—

3 前2項に規定する算定方法により算定した最低制限価格を適用することが適当でないと認められる場合は、建設工事においては予定価格の100分の90から予定価格の100分の85までの範囲で定めるものとし、建設コンサルタント等の業務においては予定価格の100分の90から予定価格の100分の80までの範囲で定めるものとする。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、最低制限価格の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 抄

(施行期日等)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行し、平成22年5月1日以降に入札を行う工事又は測量業務について適用する。

附 則 (平成26年6月20日告示第41号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年6月2日告示第51号)

この告示は、告示の日から施行し、平成29年7月1日以降に行う入札について適用する。

附 則 (令和2年1月30日告示第7号)

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の聖籠町最低制限価格制度運用要領の規定は、令和元年10月1日から適用する。